

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名 環境省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>①自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置を取得した場合、取得価額の特別償却又は税額控除の措置を創設。</p> <p>②自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を取得又は製作した場合、取得価額の特別償却又は税額控除の措置を創設</p> <p>③自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置に係る固定資産税について、課税標準の特例措置を創設。</p> <p>④自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備に係る固定資産税について、課税標準の特例措置を創設。</p> <p>・ 特例措置の内容 （前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を支援）</p> <p>①自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置を取得した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。</p> <p>②自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を取得又は製作した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。</p> <p>③自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。</p> <p>④自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。</p>	
関係条文	〔 地方税法第34条第1項第4号 等 〕	
減収見込額	<p>[初年度] ▲1,779（—） [平年度] ▲1,779（—）</p> <p>[改正増減収額] — <span style="float: right;">（単位：百万円）</span></p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒（二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質）ではなく、自然冷媒（アンモニア等、自然界に元来存在する物質）を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏洩等により排出されるフロン類の削減を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>フロン類の大気中への排出によりもたらされるオゾン層破壊及び地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす脅威であり、その対策は人類共通の課題である。とりわけ、地球温暖化は、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を保障するため、そして、国際社会における先進国としての責任を果たすため、国をあげて全力で取り組むべき喫緊の課題である。こうした中で、非常に高い温室効果を持つフロン類の排出量が、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、今後、急増する見込みである（2020年には現在の2倍以上）。また、最新の地球温暖化対策に係る国際交渉の場においても、フロン類対策が温暖化対策として極めて効果的であることから、大きく取り上げられているところである。</p> <p>我が国は、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」（平成24年6月）においては「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。</p>	

産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成 25 年 3 月中央環境審議会意見具申）として取りまとめられた。その中では、「代替フロン等 3 ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが 2050 年における将来像として想定されている。また、「今後見込まれる HFC（特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用される HFC）の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。

このような中、現行法に基づく、業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加え、新たに、フロン類又はフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じ、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するための所要の措置を規定する必要があることから、平成 25 年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、併せて、法律名が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めることとされたところ。

本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低 GWP（地球温暖化係数）のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者（所有者など使用等につき責任を有する者）に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

平成 25 年通常国会で成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年 6 月 12 日公布）の衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。

このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするためには、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。

また、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じた生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。

本要望に  
対応する  
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>地球温暖化対策の推進 (国内における温室効果ガスの排出抑制)</p> <p>地球環境の保全 (オゾン層の保護・回復)</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) ① 民間投資の活性化 ○ 先端設備の投資促進 ・ 生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。</p>
	政策の達成目標	<p>○第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指す。</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月) 「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されている。</p> <p>○地球温暖化対策計画(11月までに策定する予定) 平成25年通常国会で成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年5月24日公布)に基づき策定中である「地球温暖化対策計画」において、より具体的な目標や対策を規定する予定。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>適用期間： 平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>今後見込まれるHFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用されるHFC)の排出量の増加傾向を、早期に減少に転換させる。</p>
	政策目標の達成状況	<p>冷媒HFCの排出量の推移</p> <p>2007年 11,445ktCO<sub>2</sub> 2008年 13,269ktCO<sub>2</sub> 2009年 15,134ktCO<sub>2</sub> 2010年 17,139ktCO<sub>2</sub> 2011年 19,355ktCO<sub>2</sub> (出典：日本の温室効果ガス排出量の算定結果(環境省))</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>2,873件 (環境省見込み)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本措置により、ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資時及び装置の所有の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>・ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置に係る特別償却又は税額控除(法人税、所得税)</p> <p>・ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備に係る特別償却又は税額控除(法人税、所得税)</p>

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>予算： ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器等普及促進事業 (平成26年度要求：62億円)</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本税制のうち法人住民税及び事業税に係る措置は、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置又はその生産設備を導入した者に対して、導入初年度の即時償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。また、本税制のうち固定資産税に係る措置は、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の維持管理に大きな負担が伴うため、維持管理に係る負担を軽減するもの。 予算事業である補助金は、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を利用する装置に比べかなり高価（装置によっては2倍以上）であることから、事業者の負担する全体額に対して、軽減を行うもの。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>我が国は、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」（平成24年6月）においては「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。</p> <p>産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会）として意見具申がなされた。その中では、「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されている。」また、「今後見込まれるHFC（特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用されるHFC）の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。</p> <p>平成25年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年6月12日公布）が成立したが、本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者（所有者など使用等につき責任を有する者）に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。加えて、本改正の議決にあたっては、衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。</p> <p>このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするためには、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。</p> <p>こうした中、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価（装置によっては2倍以上）であることから、補助金により事業者の負担する全体額の軽減を行うとともに、本税制により、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させること及び維持管理に係る負担を軽減させることをあわせた複合的な支援が効果的である。</p>

		<p>また、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価（装置によっては2倍以上）であること、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を新たに導入することは事業者に対して新たな負担増であることから、課税の公平原則に照らしても、必要最小限の措置となっている。</p>
--	--	--

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—